

西之表市子ども医療費助成条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持増進を図るために行う子どもに係る医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「助成対象の子ども」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで本市に住所を有する者又は本市に住所を有する者に監護されている者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）をいう。ただし、西之表市重度心身障害者医療費助成条例（昭和62年西之表市条例第17号）及び西之表市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成7年西之表市条例第22号）の対象者である子どもは除く。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき一部負担金又はこれに相当する金員をいう。

(助成対象者)

第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象の子どもを現に監護している者とする。

(助成)

第4条 市長は、助成対象の子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

2 助成金の額は、子ども1人1月の医療費につき、一部負担金の支払額とする。この場合において、当該助成対象者が次に掲げる給付を受けるときは、当該助成対象者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該助成対象者の一部負担金とみなす。

- (1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付
- (2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費
- (3) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる附加給付
- (4) 前3号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療に係る給付

(受給資格者の登録)

第5条 助成対象者は、規則で定めるところにより、市長の助成金受給資格者登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。

2 登録を受けた助成対象者（以下「受給資格者」という。）は、登録事項に変更を生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、受給資格者が自ら届け出ることができないときは、その事情を明らかにして、他の者が届け出ることができるものとする。

(受給資格者証の交付)

第6条 市長は、登録を行ったときは、受給資格者に対して、子ども医療費助成金受給資格証（以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

(受給資格者証の提示)

第6条の2 助成対象の子どもが保険給付を受けようとするときは、その都度医療保険各法に規定する被保険者等であることを証する書面（以下「被保険者証」という。）とともに受給資格者証を提示しなければならない。

(助成金の支給申請)

第7条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 受給資格者が前条の規定により鹿児島県内の保険医療機関等で被保険者証と受給資格者証を提示して保険給付を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険給付に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が通知されたことをもって、前項の規定による助成金の申請があったものとみなす。

3 第1項の申請は、助成対象の子どもが保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して6月以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

4 受給資格者が死亡し、又はその他の理由により第1項の申請をすることができないときは、遺族又は市長が適当と認める者が申請することができる。

(助成金の支給)

第8条 市長は、前条第1項の申請があったとき、又は前条第2項の規定による申請があったものとみなされるときは、その内容を審査して助成金の額を決定し、当該申請に係る受給資格者に助成金を支給する。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたと認められるとき。

(2) 助成対象の子どもの受けた保険給付の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年10月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年6月26日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日以降の診療分から適用する。

附 則 (平成9年12月24日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日以降の診療分から適用する。

附 則 (平成10年12月18日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年6月18日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日以降の診療分から適用する。

附 則 (平成12年10月4日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年1月4日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、平成19年3月1日以降の診療分から適用する。

附 則（平成19年 3 月30日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の西之表市乳幼児医療費助成条例第 4 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 6 月30日条例第25号）

- 1 この条例は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の西之表市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成24年12月 1 日以降の診療分から適用する。

附 則（平成26年 3 月27日条例第 5 号）

- 1 この条例は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の西之表市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 7 月 6 日条例第16号）

- 1 この条例は、平成29年10月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の西之表市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。